

令和8年度

世田谷区 私立幼稚園等保護者補助金パンフレット



世田谷区では、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園等に在籍している園児の保護者に、入園料や保育料等の補助をしています（「幼児教育・保育の無償化」を踏まえた内容となっています）。

すべての世帯について「施設等利用給付認定申請書（1号用）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書 兼 口座振替依頼書（以下、申請書）」の提出が必要となりますので、本パンフレットをご覧のうえ、必要事項を記入し、園を通じて申請書をご提出ください。

※本パンフレットは令和9年7月まで保管し、ご活用ください。

1 補助金を受けられる方

幼児（園児）及びその保護者が以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

(1) 幼児が私立幼稚園等に在籍する園児であること。

※子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園を除きます。

※国立大学附属幼稚園と国立大学附属特別支援学校幼稚部についても対象施設となります。

(2) 園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生
(注) 満3歳の誕生日を迎えた園児で、満3歳児クラスが認可されている園に限る。	
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生

※学校教育法第18条の規定による就学猶予または免除された児童についても対象。

(3) 園児及びその保護者（申請者）が原則として世田谷区内に在住し、かつ住民登録がなされ、その登録地から私立幼稚園等に通っていること。

(4) 園児及びその保護者（申請者）が原則として同一世帯であること。

※例：父が単身赴任等で世田谷区外に住民登録がある場合、園児と一緒に暮らしている母が保護者（申請者）となります。

(5) 保護者（申請者）が園児の「入園料」「保育料」「預かり保育利用料」「給食費」「その他の納付金」を在籍する私立幼稚園等に納入していること。

2 補助金の内容

※(2)、(3)の補助金は、令和8年10月以降、補助金額が変更になります。
詳細は10～11頁をご参照ください。

- ・いずれも私立幼稚園等に納入した金額の範囲内で交付します。
- ・認可保育施設、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園または区立幼稚園及び区立認定こども園と在籍が重なる期間がある場合、該当の期間は補助対象外となります。
- ・(2)、(4)、(5)について、4月～8月分は令和7年度、9月～3月分は令和8年度の世帯の税額に基づき、補助金額を算定します。
- ・年度の途中に休園した場合、休園期間中については(2)～(5)は交付対象外となります。

補助金の種類	補助対象（補助要件）	補助金額
(1)入園料補助金	入園日に世田谷区に住民登録があること。 ※ただし、4月入園の場合は4月30日に住民登録がある場合も交付対象となります。 ※年度内1回に限り交付します。 ※以前住んでいた自治体で入園料補助金を受け取った場合は交付できません。	年額120,000円
(2)保育料に対する補助金 ※教材費、施設維持費、冷暖房費などの実費負担分は含まれません。	園児が私立幼稚園等に在籍し、園児の保育料を納入していること。	月額上限33,000円 ※以下に通う方は金額が異なります。 ・国立大学附属幼稚園 8,700円（月額） ・国立大学附属特別支援学校幼稚部 400円（月額） ※所得等に応じて加算があります。
(3)預かり保育利用料等に対する補助金	保護者が「保育の必要性」の認定を受けていること。 ※令和5年4月2日以降に生まれた園児（満3歳児）は住民税非課税世帯の場合のみ対象です。	月額上限11,300円 ※満3歳児の区市町村民税非課税世帯については、月額16,300円を上限に補助します。
(4)副食費に対する補助金 ※副食費（副食材料費）とは、給食費のうち、主食（お米、パン等）以外のおかず・おやつ等にかかる費用分です。	給食実施園に在籍する園児世帯で、以下の <u>いずれかに</u> 該当する世帯であること。 ・生活保護世帯 ・区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯 ・年収360万円未満相当世帯 ・すべての世帯の第3子以降の園児 ※小学校1～3年生の兄弟及び、私立幼稚園（認定子ども園等含む）・区立幼稚園・認可保育園等に通園している未就学児の兄弟が多子計算の対象となります。	月額上限5,100円

補助金の種類	補助対象（補助要件）	補助金額
(5) その他の納付金に対する補助金 ※その他の納付金とは、園則に記載されている施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等であり、毎年徴収される納付金です。 ※PTA会費・同窓会費等の委託徴収金、任意の寄付金、明確に実費徴収であることが分かる経費（制服代、給食代、園バス代、遠足代、卒園アルバムなど）を除きます。	以下の <u>いずれか</u> に該当する世帯であること。 ・生活保護世帯 ・区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯	月額上限3,000円

【保育料に対する補助金限度額一覧】（4月～9月）

（月額）

補助階層	年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A 生活保護法による被保護者世帯	—			
BH 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円	38,900円		
B 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円		38,900円	38,900円
CH 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円	35,900円		
C 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	33,000円	34,800円	
D 区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円			38,300円
E 区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円	33,000円	33,000円	37,700円
F 区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～			33,700円

※幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（25,700円）に都区の保育料補助金（7,300円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または、確認できない世帯については、F階層と同額となります。

3 補助金申請の手続き

保護者補助金（幼児教育・保育の無償化の適用）を受けるためには、私立幼稚園から配布される申請書の提出が必要です。申請書とあわせて補助額の確定に必要な書類（6頁参照）をご提出いただくことで、交付のためのお手続きは完了となります。**必要事項を記入・押印の上、入園予定園へご提出ください。**

※提出が遅れると補助金が交付できない場合があります。配布されましたら速やかにご提出ください。

すべての保護者が提出する書類（記入例：12～13頁）

「施設等利用給付認定申請書（1号用） 及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書
兼 請求書 兼 口座振替依頼書」

- 「施設等利用給付認定申請書（1号用）」は、令和8年度の「私立幼稚園等保護者補助金交付申請書」を兼ねた様式となっています。給付認定の有効期間は小学校就学前までですが、世田谷区から転出された場合は転出先の自治体で再度認定の手続きが必要です。
- 補助金交付申請は1年ごとに申請いただく必要がありますので、進級時にご案内いたします。
- 「施設等利用給付認定申請書（1号用）」をご提出いただいた場合は、補助金（無償化）の対象（預かり保育利用料等に対する補助金は除く）となることをお知らせする「認定通知書（1号用）」を区から直接郵送いたします（令和7年度以前から在籍していて、申請済みの園児を除く）。

4 補助金の交付方法

補助金は月ごとの利用実績に基づき、以下のとおり支払います。

（1）入園料、預かり保育利用料、副食費、その他の納付金に対する補助金（償還払い方式）

在籍園と区で、申請者が私立幼稚園等に支払った費用の実績を確認し、区が申請者の口座に補助金を振り込みます。

※預かり保育利用料に対する補助金の実績確認方法については8頁をご参照ください。

（2）保育料に対する補助金

保育料に対する補助金は、在籍園により交付方法が異なります。在籍園がいずれの交付方法となるかは各園にご確認ください。

① 償還払い方式による交付

保護者が保育料を在籍園に納入した後に、区が各園へ確認した納入実績をもとに補助額を算出し、あらかじめ定められた補助金交付スケジュールに基づき申請者の口座に振り込みます。

② 代理受領方式による交付

毎月、区が在籍園に補助金額のうち33,000円を支払いますので、保護者は保育料との差額分だけ、在籍園にお支払いください。補助金額が33,000円を上回る世帯は、上回った分をあらかじめ定められた補助金交付スケジュールに基づき申請者の口座に振り込みます。

5 補助金交付スケジュール（予定）

補助金の種類	交付時期（予定）
(1)入園料補助金	令和8年8月中旬頃 ※初年度1回限り。申請時期によっては(2)と同一のスケジュールで交付します。
(2)保育料に対する補助金	(令和8年度4～8月分) 令和8年10月下旬頃 (令和8年度9～3月分) 令和9年3月下旬頃 ※申請時期によっては令和9年4月中旬頃に交付となります。
(3)預かり保育利用料等に対する補助金	(令和8年度4～8月分) 令和8年11月下旬頃 (令和8年度9～3月分) 令和9年7月下旬頃
(4)副食費に対する補助金	(令和8年度4～3月分) 令和9年4月下旬頃
(5)その他の納付金に対する補助金	(令和8年度4～3月分) 令和9年3月下旬頃

※ 交付時期が同じ補助金は一括で口座に振り込みます。

※ 交付前に「交付決定通知書」をお送りします。通知が届きましたら、記載の補助金額や振込口座等をご確認ください。

※ 令和9年7月までは振込口座を残していただくようお願いします。

6 申請書以外にご提出いただく書類（該当の方のみ）

（1）申請書に添付する書類

各書類を提出する場合は、余白部分に「園名・園児氏名・園児の生年月日・区内住所」の記入をお願いします。

各書類は提出用封筒に封緘し、申請書とあわせて在籍園にご提出ください。書類の準備が間に合わない場合は、後日書類が揃い次第、子ども・若者支援課に郵送もしくはオンラインにて直接提出してください。




追加書類提出フォーム二次元コード

※マイナンバー関係書類は提出できません

①区市町村民税額を確認するための書類

保育料、副食費、その他の納付金に対する補助金については、4～8月分は令和7年度、9月～3月分は令和8年度の世帯の税額に基づき、月の補助限度額を決定します。

以下の場合に当てはまる方は、世帯全員（園児と生計を一にしている父母）の区市町村民税額を確認できる書類（1～4のいずれか）を提出してください。

	令和7年1月1日時点で 世田谷区に住民登録がない場合 ※令和8年9月1日以降に入園または転入される 場合は提出不要です	令和8年1月1日時点で 世田谷区に住民登録がない場合
1	世田谷区私立幼稚園等園児保護者補助金申請に係る個人番号の利用同意書 ※マイナンバーをご提供いただくことで、世田谷区より以前お住まいの自治体へ税額を照会します。 ※本書類については、子ども・若者支援課あて郵送でご提出いただきます。 詳細は区HPをご参照ください（ページID：1653）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  区HP「私立幼稚園等保護者補助金の概要」 二次元コード </div>	
2	令和7年度 課税（非課税）証明書（原本）	令和8年度 課税（非課税）証明書（原本）
3	令和7年度 普通徴収納税通知書または特別徴収税額の通知書（写し） ※両方ある方は普通徴収納税通知書のみ	令和8年度 普通徴収納税通知書または特別徴収税額の通知書（写し） ※両方ある方は普通徴収納税通知書のみ
4	2024年1月1日から12月31日までの、海外・国内すべての所得を証明する書類 ※海外に在住していた方のみ ※勤務先で発行された給与支払い証明書など	2025年1月1日から12月31日までの、海外・国内すべての所得を証明する書類 ※海外に在住していた方のみ ※勤務先で発行された給与支払い証明書など

※2の取得方法については令和7年（8年）1月1日現在に住居登録のあった区市町村にご確認ください。
 ※収入がなかった等の理由で、所得税・住民税の申告の必要がない方でも、補助金額の算定にあたっては住民税額の確認が必要となりますので、住民税の申告をしてください。ただし、生計同一者の扶養親族として届け出ている場合は不要です。

※4を提出する際に、日本語以外の言語で作成された証明書には日本語訳を添付してください（日本語訳の追記でも可）。

※書類提出後に税額等が変更になった場合は、変更後の書類を再度ご提出ください。

②世帯状況を確認するための書類

以下の世帯については、補助額が増額になる場合があります。いずれかに該当した場合は、添付書類の提出をお願いします。

	世帯の状況	提出していただく添付書類
1	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書（原本）
2	保護者または保護者と生計を一にする世帯に「身体障害者手帳の交付を受けた方」がいる場合	「身体障害者手帳」の氏名が記載されているページ（写し）
3	保護者または保護者と生計を一にする世帯に「療育手帳の交付を受けた方」がいる場合	「療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）」の氏名が記載されているページ（写し）
4	保護者または保護者と生計を一にする世帯に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方」がいる場合	最新の「精神障害者保健福祉手帳」の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページ（写し）
5	保護者または保護者と生計を一にする世帯に「特別児童扶養手当の交付対象児童」がいる場合	最新の「特別児童扶養手当受給証明書」（写し）
6	保護者または保護者と生計を一にする世帯に「障害基礎年金の受給者」がいる場合	年金証書（写し）
7	未就学児の兄姉が、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合	通所していることを証明できる書類（写し可） ※障害福祉サービス受給者証など

※2～6の書類をご提出いただいた場合で、世帯の区市町村民税所得割額が一定以下の場合「ひとり親世帯等」という扱いとなります。

(2) 戸籍や住民登録に記載されている内容と実際の状況が異なることを申し立てる書類

戸籍や住民登録に記載されている内容と実際の世帯状況が異なる場合は、現況を確認できる書類をご提出いただく必要がありますので、子ども・若者支援課までご連絡ください。補助額が増額になる場合がありますので、詳しい状況をお伺いし、状況にあわせた書類をお送りします。

例1) 父母が離婚を前提に別居している

例2) 園児と別世帯の兄姉がいる

7 預かり保育利用料等に対する補助金

※令和8年10月以降は補助金額が変更となります。詳細は、11頁をご参照ください。

(1) 補助対象者

- 在籍園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する方
- 「保育の必要性の認定」(2・3号認定)を受けている方

※「保育の必要性の認定」をご希望される方は、以下の区HPで要件を確認の上、世田谷区幼保補助金事務センターへ申請してください。

※すでに2・3号の給付認定証(通知)をお持ちの方でも、毎年^の現況届の手続きを行っていない場合、認定要件が変更となっている場合などは、認定が取消となっていることもありますので、ご不明な点は世田谷区 幼保補助金事務センターまでお問い合わせください。

【保育の必要性の認定】

区HP「[幼児教育・保育施設等利用者のための給付認定について](#)」をご参照ください。(ページID:1403)

[世田谷区トップページ](#)>[検索メニュー](#)>[子ども・教育・若者支援](#)>[保育園・幼稚園など](#)>[幼児教育の無償化・保育料補助](#)>[幼児教育・保育施設利用者のための給付認定について](#)



世田谷区HP
二次元コード

(2) 補助内容

私立幼稚園等の預かり保育(通常の教育時間前後に、在籍園でお子さんをお預かりする事業)を利用した場合に、その費用の一部に対し補助金を支給します(補助上限額:月額11,300円)。

在籍園が以下に該当する場合、認可外保育施設等の利用も預かり保育料補助の対象となります。ただし、他の事業の補助金と重複して支給することはできません。

- 預かり保育を実施していない
- 平日の預かり保育の提供時間数が、教育時間を含めて8時間未満
- 年間(平日・長期休業中・休日の合計)の預かり保育開所日数が200日未満

※預かり保育の実施状況は、所在自治体のHPをご覧ください。

区内の私立幼稚園の場合: 区HP(以下)の「[新制度未移行幼稚園](#)」より確認できます。

【補助対象となる認可外保育施設・サービス】

- 認可外保育施設(※)

(認証保育所、保育室、そのほかの認可外保育施設、ベビーシッター)

- 一時預かり事業 ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 等

※都道府県等に届出および区市町村への確認申請を行い、確認を受け、認可外保育施設指導監督基準を満たし証明書が交付されている施設(詳細は区HP(以下)をご覧ください)

※区外施設が補助の対象となるかどうかは、施設の所在自治体のHPをご覧ください。

【区内の私立幼稚園預かり保育実施状況及び無償化対象施設一覧】

(ページID:1406)

[トップページ](#)>[検索メニュー](#)>[子ども・教育・若者支援](#)

>[保育園・幼稚園など](#)>[幼児教育の無償化・保育料補助](#)>[無償化対象施設一覧](#)



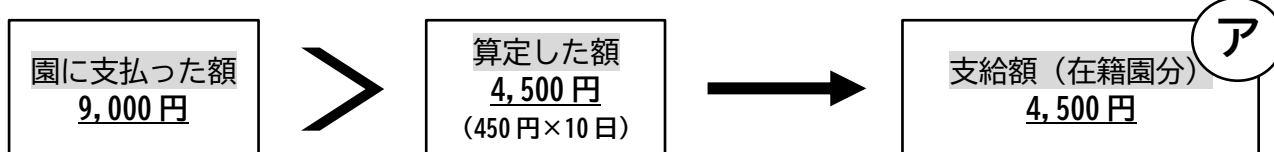
世田谷区HP
二次元コード

(3) 算定方法（4月～9月）

①在籍園利用分の支給額の計算方法

各月の預かり保育の利用日数に日額単価（450円）を乗じて算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、11,300円を上限に支給します。

例：在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：10日、利用料：月額9,000円）の場合

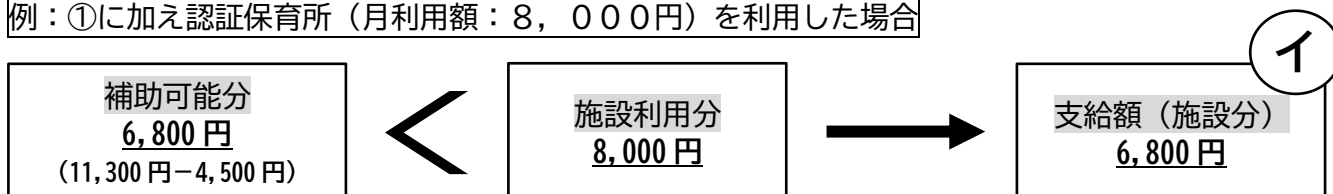


⇒在籍園のみ補助対象の方は、支給額がア4,500円となります。

②認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法

月額上限11,300円から支給額（在籍園分）を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額となります。

例：①に加え認証保育所（月利用額：8,000円）を利用した場合



⇒認可外保育施設等も補助対象の方は、支給額がア4,500円+イ6,800円=11,300円となります。

(4) 実績確認方法

①在籍園の預かり保育利用分

区が在籍園へ直接預かり保育の利用実績の確認をとるため、保護者にご提出いただく書類はありません。

②認可外保育施設等利用分

認可外保育施設等の利用も補助対象となる在籍園の場合には、利用施設の領収証を区へご提出いただくことで確認いたします。該当する私立幼稚園等にお通いの場合、領収証の様式（領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書）は4月以降、在籍園を通じて配付いたしますので、提出方法等の詳細は配付物の内容をご覧ください（年度途中で給付認定を取得して補助対象となった方には、在籍園経由で随時配付いたします）。

8 令和8年10月以降の補助額の変更について

令和8年10月より、国の施設等利用費の増額に伴い、以下の2つの補助金の補助金額を変更します。なお、補助対象（補助要件）に変更はありません。

(1) 保育料に対する補助金

補助金額：月額上限35,000円

変更理由：国の施設等利用給付が25,700円から28,000円に増額するため

【保育料に対する補助金限度額一覧】（10月以降）

（月額）

補助階層	年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A 生活保護法による被保護者世帯	—			
BH 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円	41,200円		
B 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円		41,200円	41,200円
CH 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円	38,200円		
C 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	35,000円	36,800円	
D 区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円			40,600円
E 区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円	35,000円	35,000円	40,000円
F 区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～			35,700円

※幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（28,000円）に都区の保育料補助金（7,000円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または、確認できない世帯については、F階層と同額となります。

【補助金の交付方法】

①償還払い方式による交付

4頁と同様の方法で交付します。詳細は、4頁をご参照ください。

②代理受領方式による交付

10月以降毎月、区が在籍園に補助金額のうち35,000円を支払いますので、保護者は保育料との差額分だけ在籍園にお支払いください。補助金額が35,000円を上回る世帯は、上回った分をあらかじめ定められた補助金交付スケジュールに基づき申請者の口座に振り込みます。

(2) 預かり保育利用料等に対する補助金

補助金額：月額上限 12,300円 (日額単価：490円)

変更理由：国の施設等利用給付の月額上限が11,300円から12,300円へ、
日額単価が450円から490円へ増額するため

※満3歳児の区市町村民税非課税世帯については、以下の内容となります。

補助金額：月額上限 17,700円 (日額単価：490円)

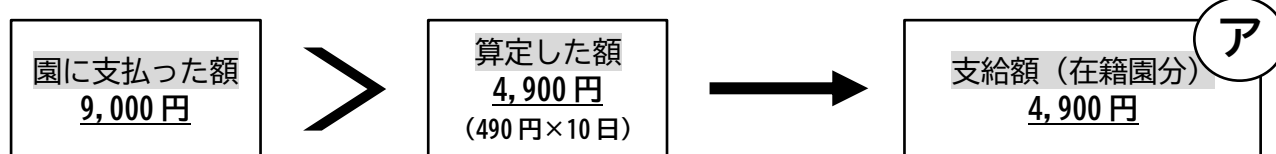
変更理由：国の施設等利用給付の月額上限が16,300円から17,700円へ増額するため

【算定方法】(10月以降)

①在籍園利用分の支給額の計算方法

各月の預かり保育の利用日数に日額単価(490円)を乗じて算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、12,300円を上限に支給します。

例：在籍園の預かり保育のみ利用(利用日数：10日、利用料：月額9,000円)の場合

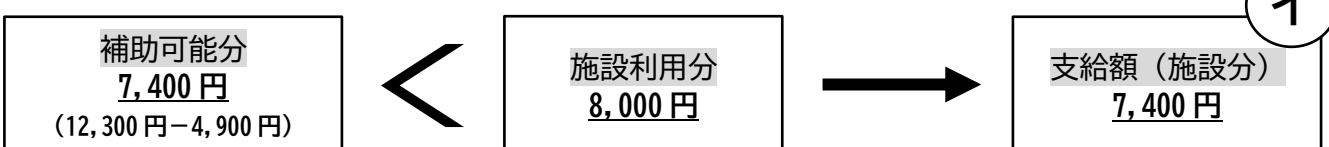


⇒在籍園のみ補助対象の方は、支給額がア4,900円となります。

②認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法

月額上限12,300円から支給額(在籍園分)を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額となります。

例：①に加え認証保育所(月利用額：8,000円)を利用した場合



⇒認可外保育施設等も補助対象の方は、
支給額がア4,900円+イ7,400円=12,300円となります。

9 参考資料

●認定申請書（1号用）記入例【表面】

新入園児または途中入園者用

令和8年度

収受欄

施設等利用給付認定申請書(1号用)
及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼請求書 兼口座振替依頼書

世田谷区長 へて

令和 ○年 ○月 ○日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 保育料補助金及び施設等利用費は、世田谷区が必要と認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設又は事業者が受領する場合があります。
4. 認定事務が集中した場合は、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と異なる場合は、認定希望期間の開始日から申請日より前日までの間に、申請内容が事実と異なることを申請者に通知し、訂正を求めます。
6. 認定希望期間の開始日から申請日より前日までの間に、申請内容が事実と異なることを申請者に通知し、訂正を求めます。
7. 私立幼稚園等保護者補助金交付申請書に、申請内容が事実と異なることを申請者に通知し、訂正を求めます。

以上のことに同意し、認定を希望するので、申請します。また、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。

・園児と同一世帯の保護者を記入（園児名義の口座は指定不可）

・補助金はこちらに記載の保護者口座へ振り込むので、口座の名義と同一の記載とする。
※フリガナの氏・名の間は1マス空け、口座を英字で登録している場合は英字で記入。

・きょうだいで申請する場合、申請者・振込口座は同一とする。

※入園（予定）申請者（保護者・口座名義人） 時点で申請子どもと同居している者	フリガナ（カナ名義）	セ タ ガ ヤ タ ロ ウ										印	申請 子ども との続柄	父
	氏名	世田谷 太郎												
	振込口座	〇〇〇〇（銀行・信用金庫） 農協・信用組合										〇〇〇（支店出張所）		
		金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	5	6	7				
	口座番号（右つめ）	普通	1	2	3	4	5	6	7					
住所	〒154-8504 世田谷区													
連絡先	①	090-123										□自宅 □携帯		
子ども申請	フリガナ	セ タ ガ ヤ サ ク ラ										生年月日	令和4年5月1日	
	氏名	世田谷 さくら										※申請者と異なる場合のみ記載		

口座情報をもれなく記入

- ・氏名欄に記載した保護者名義の普通預金口座
- ・口座番号が6桁以下の場合には頭に0を補記し7桁とする。

※ゆうちょ銀行の支店コード・口座番号の確認方法は次頁参照

施設名（園名）	うさぎ幼稚園										所在地	記入不要
園コード	記入不要										入園（予定）日	令和 8年 4月 7日
就園整理番号	記入不要										歳児	満3歳 ・ 年少 ・ 年中 ・ 年長

※裏面も必ずご記入ください

【裏面】

- ・配偶者のない方で児童を扶養している場合「ひとり親世帯等に該当」に
- ・7頁記載「世帯状況を確認するための書類」を提出する場合、「ひとり親世帯等に該当」と「提出書類あり」の両方に

世帯の状況
 ※園児と生計を一にする家族(園児以外)を必ずご記入ください
 ※住民登録と異なる場合はご連絡することがあります

氏名	生年月日	続柄	備考(幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入)
1 世田谷 太郎	昭平令 56・3・15 生	父	
2 世田谷 花子	昭平令 58・5・20 生	母	
3	平令 25・7・18 生	兄	
4	平令 30・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園
5	昭平令 . . . 生		
6	昭平令 . . . 生		
※園児と別世帯の保護者(または扶養者)のいる場合			以下①・②欄に該当する場合、税額の確認ができる書類の提出が必要となります。
7	昭平 . . . 生		
住所			

令和7年1月1日または令和8年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない方は以下の欄も記入してください。 ※パンフレット参照
 ・①または②の

園児の双子がいる場合、必ず続柄を記入

兄弟が未就学児の場合、必ず施設名を記入

園児と別世帯に同一生計の保護者がいる場合、必ずこの欄に記入
 例) 単身赴任の父親がいる
 例) 住民登録上、別世帯の父親がいる 等

- 【注意事項】** ※①～③に該当する場合、もれなくの上、子ども・若者支援課までご連絡ください。
- 以下に該当する場合は、提出が必要な書類がございますので、チェックボックスへ「し」をご記入の上、子ども・若者支援課(パンフレット参照)にご連絡をお願いします。詳しい状況をお伺いし、関係書類を送付します。
- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①里親の方が保護者(申請者)になる世帯に該当 | <input type="checkbox"/> |
| ②父母が離婚を前提に別居している世帯に該当 | <input type="checkbox"/> |
| ③園児とは別世帯に園児の兄弟がいる世帯に該当 | <input type="checkbox"/> |
| ④生活保護世帯に該当 | <input type="checkbox"/> |

【ゆうちょ銀行の支店コード・口座番号の確認方法】
 例) お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

・記号・番号: 1 1 9 4 0	-	1 2 3 4 5 6 7 1
↓		↓
2～3桁目の数字の最後に「8」をつける		最後の1をとる
↓		↓
・支店コード: 1 9 8		・口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
↓		
・店名: 一九八支店		

令和8年度
(継続申請者用)

収受欄

施設等利用給付認定申請書(1号用)
及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼請求書 兼口座振替依頼書

世田谷区長 へ

令和 8 年 4 月 1 日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定は施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあり
- 保育
- 認定
- 申請
- 認定
- 私立

※新入園児または途中入園者用の申請書と同一の項目については、前頁までの記入連をご参照ください。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚園部の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定と私立幼稚園等保護者補助金の交付を申請します。また、施設等利用費の支給と私立幼稚園等保護者補助金の交付が決定された場合は、以下の口座に振り込んでください。

※入園（予定）申請者（保護者）の時点で申請する	フリガナ (カナ名義)	セタガヤ タロウ					申請 子ども との続柄	父		
	氏名	世田谷 太郎							印	
	振込口座	金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	5	6	7
	口座番号（右つめ）	普通	1	2	3	4	*	*	*	

認印で可

※継続申請者用申請書については、一部項目がすでに印字済みです。
・申請者（振込口座）、連絡先電話番号に変更がある場合、右の欄に☑の上、裏面に変更後の情報を記入。

いる者	連絡先	090-1234-5678	(続柄: 父)	□ 電話番号に変更があります →裏面変更欄へ記入	
子ども申請	フリガナ	セタガヤ サクラ		生年月日	令和3年12月1日
	氏名	世田谷 さくら		現住所	〒 - ※申請者と異なる場合のみ記載

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部を記入してください。

施設名 (園名)	うさぎ幼稚園	所在地	記入不要
園コード	1234	入園(予定)日	令和7年4月6日
就園整理番号	2400123	歳児	年中

※裏面も必ずご記入ください

【裏面】

・配偶者のない方で児童を扶養している場合「ひとり親世帯等に該当」に
 ・7頁記載「世帯状況を確認するための書類」を提出する場合、「ひとり親世帯等に該当」と「提出書類あり」の両方に

※園児と生計を一にする家族(園児以外)を必ずご記入ください
 ※住民登録と異なる場合はご連絡することがあります

氏名	生年月日	続柄	備考(幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入)
1 世田谷 太郎	昭・平・令 56・3・15 生	父	
2 世田谷 花子	昭・平・令 58・5・20 生	母	
	昭・平・令 30・7・18 生	兄	
	昭・平・令 2・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園
6	昭・平・令 . . .		

園児の双子がいる場合、必ず続柄を記入

兄弟が未就学児の場合、必ず施設名を記入

7	※園児と別世帯の保護者(または扶養者)のいる場合	令和8年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない場合、税額の確認ができる書類の提出が必要となります。
	住所	

令和8年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない方は以下の欄も記入してください。 ※パンフレット参照

世田谷区への転入日	園児と別世帯に同一生計の保護者がいる場合、必ずこの欄に記入 例) 単身赴任の父親がいる 例) 住民登録上、別世帯の父親がいる 等	額を
-----------	--	----

【注意事項】
 ●以下に該当する場合は、提出が必要な書類がございますので、チェックボックスへ「し」をご記入の上、子ども・若者支援課(パンフレット参照)にご連絡をお願いします。詳しい状況をお伺いし、関係書類を送付します。

①里親の方が保護者(申請者)になる世帯に該当
 ②父母が離婚を前提に別居している世帯に該当
 ③園児とは別世帯に園児の兄弟がいる世帯に該当
 ④生活保護世帯に該当

変更欄

※表面の打ち出し項目に変更がある場合は記入してください(住所の変更のみの場合は認印で可)

【変更後】 申請者・振込口座

申請者(口座名義人)	フリガナ(カナ名義)	セタカヤ ハナコ	申請子どもとの続柄	母
	氏名	世田谷 花子		
振込口座	金融機関コード	銀行 信用金庫 農協 信用組合	支店出張所	
	支店コード	1 2 4		
	口座番号(右つめ)	普通 1 4 5 5 6 7 8		

【変更後】 電話番号

電話番号 ()

【問い合わせ先】
 世田谷区 幼保補助金事務センター
 TEL: 03-6453-4990(平日8:30~17:00)
 ※庁外のセンターで受電しています

表面で申請者(振込口座)、連絡先電話番号の変更欄にした場合、こちらの欄に変更後の情報を記入。

